

への第一歩！

健康保険と介護保険～

国民健康保険税(介護保険分)の税率が変わりました

国民健康保険

みなさんが病気や怪我で病院にかかる時、保険証が必要になりますね。その保険証がなければ、全額を自分で負担しなくてはなりません。

国民健康保険は、いざというときに、加入者のみなさんがお金（国民健康保険税）を出し合い、医療費などにあてるお互いに助け合う制度です。

介護保険は40歳から納めます。

国民健康保険に加入している場合

40歳未満の方



国保税（医療保険分）のみを納めます。

40～64歳の方

（介護保険第2号被保険者）



医療保険分と介護保険分をあわせて1つの国保税として納めます。

65歳以上の方

（介護保険第1号被保険者）



国保税と介護保険料を別々に納めます。

《主な改正内容》

介護納付金にかかる国民健康保険税の負担の是正を図るために、40～64歳の方の介護保険分の税率が引き上げられました。※介護納付金(全国で使われる介護サービスに対して町が負担する金額)

介護保険分

所得割 前年の所得に応じて計算	均等割 介護保険第2号被保険者の数に応じて計算
0.7%	1人につき10,000円

医療保険分

所得割 前年の所得に応じて計算	資産割 固定資産税(土地・家屋)に応じて計算	均等割 国保加入者の数に応じて計算	平等割 1世帯いくらと計算
6.3%	30%	1人につき13,000円	1世帯につき17,000円



介護保険分（この部分が変わりました）

所得割 前年の所得に応じて計算	資産割 介護保険第2号被保険者に係る固定資産税(土地・家屋)に応じて計算	均等割 介護保険第2号被保険者の数に応じて計算	平等割 介護保険第2号被保険者のいる世帯で1世帯いくらと計算
0.95%	5%	1人につき7,800円	1世帯につき4,800円



医療保険分（変わりません）

所得割 前年の所得に応じて計算	資産割 固定資産税(土地・家屋)に応じて計算	均等割 国保加入者の数に応じて計算	平等割 1世帯いくらと計算
6.3%	30%	1人につき13,000円	1世帯につき17,000円

※賦課限度額は、医療保険分は53万円、介護保険分は8万円となります。